

議第103号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の制定について

京都市宝が池公園子どもの楽園条例を次のように制定する。

平成22年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園子どもの楽園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法、京都市都市公園条例その他別に定めがあるもののほか、宝が池公園子どもの楽園（宝が池公園のうち、児童の心身の健全な発達と豊かな生活の形成を図るため、児童の遊戯の用に供するための区域として市長が指定した区域をいう。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第2条 宝が池公園子どもの楽園（以下「子どもの楽園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの楽園の供用に係る業務
- (2) 子どもの楽園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開園時間及び休園日)

第3条 子どもの楽園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間 午前9時から午後4時30分まで

休園日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
(駐車場に駐車させることができない車両)

第4条 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車は、駐車場に駐車させることができない。

(利用料金)

第5条 子どもの楽園を利用する者(以下「利用者」という。)のうち、駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、1日1回につき500円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、電気又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第6条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(京都市都市公園条例の適用)

第8条 子どもの楽園に対する京都市都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都市宝が池公園子どもの楽園条例」とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の承認の申請その他指定管理者に子どもの楽園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

- 3 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の2を削り、第2条の3を第2条の2とする。

別表3中

有	料	駐	車	場	1	回	1	日	500
---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

を削り、同表備考6中「有料駐車場及び」を削る。

提案理由

指定管理者に宝が池公園子どもの楽園の管理を行わせるために必要な事項を定める必要があるので提案する。